生態系被害防止外来種

アメリカオニアザミの駆除にご協力ください！

市内各所で、**アメリカオニアザミ**という外来植物が繁茂しています。アメリカオニアザミは、繁殖力が強く、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」のうち、「その他の総合対策外来種」に区分されています。7月～９月に紅紫色の花をつける多年草です。放っておくと１ｍ以上と大きく成長するうえ、**鋭く堅いとげ**を持つところから不用意に触ると怪我をしかねないとても危険な植物です。自宅等の敷地内でアメリカオニアザミを見かけたら、**抜き取って駆除**をしていただきますようご協力をお願いします。

花の下にも多くの鋭いとげ

駆除や処分の方法は、裏面をご覧ください。

なお、公園や公道で見かけたら、環境課までご一報ください。

【お問合せ】
草加市役所市民生活部環境課
TEL　048-922-1519
FAX　048-922-1030
メール　kankyoka@city.soka.saitama.jp

アメリカオニアザミ駆除のポイント

1. **革手袋**や**スコップ**、**のこぎりかま**、**剪定はさみ**、**ゴミはさみ等**を準備します。茎や葉、花弁の下など、いたるところに大変鋭く堅いトゲが　あるため、素手や軍手を着用しても引き抜くことはかなり困難です。
2. 開花時に、のこぎりかまや剪定はさみ等を使用し、極力**根元付近で刈り取り**ます。そうすることで再生率がかなり下がり、効果的です。
3. 多年生（おおむね２年生）であり、成長するにつれて深く根を張ります。駆除しても、株や根が残っていると再生することがあります。駆除後も観察し、また生えてきたら**繰り返し駆除**してください。
4. 駆除後は、すぐビニール袋などに入れ、**燃えるごみ**として適正に処分してください。開花中に駆除し、そのまま放置しておくと、種子が飛散し繁殖することがあります。

◆生態系被害防止外来種とは◆

外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく生育等の規制が課されるものではありませんが、生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから適正な取扱いについて理解と協力をお願いしているものです。その土地に元々生育していた植物等を駆逐するおそれがあることから、アメリカオニアザミは「生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがある」ため、総合的に対策が必要な外来種であるとされています。　出典：環境省ホームページ